

既存の相談支援体制を生かしたセーフティネットの強化（岩手県矢巾町）

矢巾町の概況

（令和2年国勢調査）

人口：28,056人

世帯数：10,986世帯

面積：67.32km²

高齢化率：26.6%

取組の理念

- ・介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築を目指す。
- ・特に、ひきこもり等の「狭間のニーズ」を抱えた方々の居場所の設立・運営、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングと、その後のフォローアップ及び新たな社会資源の創出に、新たに取り組む。

矢巾町重層的支援体制整備事業

○「相談支援」の取組内容

≪包括的相談支援事業≫（一部委託）

- ・ワンストップの相談窓口は新設せず、既存の分野別（介護、障がい、子育て、生活困窮）の相談窓口を維持。
- ・共通の相談受付票である「矢巾町つなぐシート相談受付票」を活用し、相談窓口同士の連携機能を強化。

≪多機関協働事業≫（町福祉課直営）

- ・複雑化・複合化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが必要な事例等に対する、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行うため、「矢巾町個別支援会議」を新設。
- ・重層的支援体制整備事業全体の実施方針を協議するため、「矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議」を新設。

≪アウトリーチ等継続的支援事業≫（特定非営利活動法人もりおかユースポートへ委託）

- ・長期にわたりひきこもりの状態にある方等に対して、関係性構築を目的とした自宅訪問等を実施する。

○「参加支援」の取組内容

≪参加支援事業≫（特定非営利活動法人もりおかユースポートへ委託）

- ・長期にわたりひきこもりの状態にある方等に対する、居場所づくりを行うとともに、場所を拠点として、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに寄りそった支援メニューのマッチングを行う。
- ・町内および周辺市町村における社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。

○「地域づくり」の取組内容

≪地域づくり事業≫（一部委託）

- ・既存の拠点を維持しつつ、これらの多様な拠点を活かして、町全体で属性によらない包括的な支援体制を整備を目指す。

矢巾町の概要

○田園都市

岩手県の中央部に位置し、県庁所在地・盛岡市の南に隣接。
基幹産業は農業で、豊かな田園風景が広がる一方、中心部では宅地や商業地の開発が進む。
過疎化の深刻な岩手県において、令和2年国勢調査において人口が増加となった。

○コンパクトタウン

面積は67km²。町内はどこでも20分以内にアクセス可能。
人口密度は、県内第1位。

○交通の要所

国道4号線、東北自動車道、JR東北本線が南北を貫く。
平成30年3月に矢巾スマートインターチェンジが供用開始。

○流通の拠点

北東北の物流の拠点である流通センターが立地。

○県内教育機関、医療、福祉、防災の拠点へ

岩手医科大学や県立産業技術短期大学校、県立不来方高校が立地。
平成30年1月には県立療育センターと盛岡となん支援学校が移転。
令和元年9月に岩手医科大学附属病院が移転。
令和3年1月に岩手県対がん協会が移転。



令和5年度 矢巾町重層的支援体制整備事業 支援体制図

包括的相談支援事業

支援の入口

- ・相談機関は分野別の体制を維持。
- ・分野に関わらず相談を「受け止め」、必要に応じて他の相談機関に「つなぐ」。

【介護：地域包括支援センター運営】（委託）

総合相業務
権利擁護業務
包括的・継続的ケアマネジメント業務
介護予防ケアマネジメント業務
※社会福祉士等の専門職を配置

【障害：障害者相談支援事業】（委託）

紫波地域障がい者基幹相談支援センター運営
一般相談
障がい福祉サービス利用のための計画相談

受け止める・つなぐ

【子育て：利用者支援事業】

子育て世代包括支援センター（にこにこ）運営
母子健康手帳交付時のリスクアセスメント
妊娠期から子育て期における継続的な支援
要対協管理ケースは関係課で連携対応

【生活困窮：福祉事務所未設置町村相談事業】

総合相談に対応する相談員1名配置
自立相談支援機関（県社協）と連携して対応

情報共有・調整を必要とするケース

分野別の会議体

地域ケア会議（介護）、支援調整会議（生活困窮）など

課題の解きほぐし・役割分担が必要なケース

多機関協働事業

【生活困窮：多機関協働事業】

複合・複雑課題ケース及び狭間のニーズの解きほぐし
役割分担の支援

※本人の同意がまだ取れていない段階で、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施する場合は、そのプランを矢巾町個別支援会議（支援会議として開催）にて協議する。

矢巾町個別支援会議

本人同意の有無に応じて会議の位置付けが変わる

随時開催

本人同意ありのケース
⇒重層的支援会議として開催

本人同意なしのケース
⇒支援会議（社会福祉法106条の6）

《目的》支援方針の検討、役割分担等
《出席者》ケースにより必要な支援関係機関（実務者級）
《開催頻度》随時開催（必要に応じて開催）

地域（広義の地域づくり）

支援の出口

- 社会福祉法人
- 企業・団体
- 自治会
- サロン活動
- 農林
- ボランティア団体
- 民生児童委員
- 教育機関

など多様な主体

地域づくり事業（狭義の地域づくり）

【介護：生活支援体制整備事業】（委託）

地域の課題・地域資源の把握と生活環境づくり
第1層生活支援コーディネーター1名
第2層生活支援コーディネーター4名

【介護：一般介護予防事業】（委託）

シルバーリハビリ体操指導者活動支援
通いの場・千鳥会（住民主体の介護予防活動支援）

【障がい：地域活動支援センター事業】（委託）

障がいに対する理解促進を図る普及啓発等

【子育て：地域子育て支援拠点事業】（委託）

aiaiひろば（NPO法人矢巾ゆりかご委託）
つさちゃんへのや（町社会福祉協議会委託）
さくらんぼ広場（NPO法人矢巾ゆりかご委託）

【生活困窮：生活困窮者等のための地域づくり事業】

コミュニティワークショップ

住民の方
参画
交流・居場所の整備

相談

アウトリーチ
及び
社会参加支援

多機関の協働による支援・介入

アウトリーチ等事業

【生活困窮：アウトリーチ等事業】（委託）

ひきこもり等への訪問、同行支援
支援者等との関係性構築を目的とした継続的な関わり

参加支援事業

【生活困窮：参加支援事業】（委託）

フリースペースカフェの運営
社会参加のコーディネート及び支援メニューの開発

一体的に実施

矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議

重層的支援会議として開催

定期開催
（年2回）

《目的》事業全体の実施状況の評価及び実施方針の協議
社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
《出席者》町長が委嘱する委員（管理者級）
《開催頻度》年2回開催（毎年6月、12月頃）